

平成30年度社会福祉法人江南市社会福祉協議会事業計画

[基本方針]

昨今の「少子高齢・人口減少社会」は、我が国全体の経済・社会の存続の危機に直面しています。この危機を乗り越えるためには、地域の力を強化し、持続の可能性を高めていく必要があります。政府は「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障がい者など支え手と受け手側に分かれのではなく、誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会の実現」を掲げています。

一方で地域を取り巻く状況を見ると、深刻な「生活のしづらさ」が増しています。例えば、育児と介護を同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）や、障がいを持つ子と要介護の世帯への支援、生活困窮状態に陥っている世帯への家計支援や就労支援など、対応困難なケースが浮き彫りになっています。

このような状況の中で、本会は地域福祉推進の中核的な組織として、30年度から35年度の6年間を計画期間とした、市行政の総合的な福祉政策の指針を示す「地域福祉計画」と本会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。「地域共生社会」の理念等を踏まえ、地域住民等が相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育に関する課題及び地域社会からの孤立といった地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携によりその解決が図られるよう、市行政とともに地域づくりを含めた包括的支援体制が構築されるよう、計画の重点プロジェクトや基本施策を展開していきます。

昨年度は、社会福祉法人としての説明責任や地域社会への貢献の在り方、経営組織の見直し等といった、社会福祉法人制度改革に対応してきました。今年度は引き続き、法人としての基盤強化や事業検討の体制整備を行い、さらなる地域福祉の推進に努めます。また共同募金配分金事業（歳末たすけあい配分金事業）の見直し及び事業変更を検討し、関係者の協力のもと、地域の実情や時代背景に沿ったニーズに対応する事業を実施します。

以上を踏まえ、本会は、「ふくしー誰もが ふだんの くらしの しあわせを実現できるまちづくりー」を核とし、地域住民や区長・町総代、民生児童委員、ボランティア組織及び福祉団体や関係機関等と協働しながら、「1. 相互に支え合う地域づくりの推進」、「2. 総合相談支援の基盤となる仕組みづくりの構築」、「3. 社会資源の創出や良質な福祉サービスの提供」、「4. 法人経営の基盤強化」の4点を重点的に展開するとともに、各種制度変更に対応し、本会の強みである個別支援（相談支援やサービス提供等）と地域支援（地域づくり）を総合的に展開しながら包括的支援体制の構築に努めます。また、市民の皆さまからの会費、共同募金を積極的に誘導し、地域福祉財源の確保に努め、市行政と連携して地域福祉の推進を図ります。

[重点目標] 以上の基本方針を進めるために次の事項を重点目標とします。

1. 相互に支え合う地域づくりの推進

- (1) 30年度から35年度の6年間を計画期間とした、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を市行政や地域住民等とともに地域づくりを含めた包括的支援体制が構築されるよう、計画の重点プロジェクトや基本施策を展開していきます。
- (2) 市行政から「江南市生活支援体制整備事業」を受託し、市全域（第1層）及び地域包括支援センター圏域（第2層）に生活支援コーディネーターを配置し、市行政、地域包括支援センター、地域関係者と協働しながら、日常生活圏域を基盤とした地域づくりを地域福祉計画・地域福祉活動計画と連携しながら推進します。
- (3) 日常生活圏域を基盤としたふれあい・いきいきサロンや見守り活動を推進し、地域住民が相互に支え合う地域づくりを推進します。
- (4) ボランティア活動の振興のため、拠点整備の検討を行い、ボランティアセンターの機能強化に努めます。
- (5) 共同募金委員会、区長・町総代及び民生児童委員を始め、民間各種団体及び各福祉施設との連携を密にし、理解と協力を深め事業の効果的な推進に努めます。

2. 総合相談支援の基盤となる仕組みづくりの構築

- (1) 地域生活課題等に対応するため、ボランティアセンター、地域福祉活動推進部門、障害者相談支援部門、生活困窮者自立相談支援部門、居宅介護支援事業部門、訪問介護事業部門間の連携を強化し、横断的な個別相談支援の体制づくりを推進します。
- (2) 生活困窮世帯への支援として市行政から自立相談支援事業を受託し、相談者の状況に応じた支援ができるようネットワークづくりを推進するとともに、包括的かつ継続的な相談支援体制の強化について検討します。
- (3) 障がい者の地域自立生活を支援する市行政の「基幹相談支援センター」と連携を密にし、「障害者相談支援センター」の適切な運営

に努めます。

- (4) 自己判断能力が乏しい方への権利擁護として、日常生活自立支援事業において生活支援員と連携し、利用者への相談支援を通じ、地域での自立生活を支援します。
- (5) 自己判断能力が不十分で、社会的支援が必要な方に対する後見業務の受任や後見手続の事務支援等を行う、江南市成年後見センターの適切な運営に努めるとともに、成年後見制度の利用促進を推進します。

3. 社会資源の創出や良質な福祉サービスの提供

- (1) 地域での支え合いを基盤とした地域づくり支援を推進し、共同募金配分金事業と連携しながら、社会資源の創出に努めます。
- (2) 介護保険法及び障害者総合支援法における指定訪問介護事業者及び居宅介護支援事業者として、訪問介護員（ホームヘルパー）、介護支援専門員（ケアマネージャー）等の人材確保及び研修を実施し、サービスの向上に努めます。
- (3) 介護保険制度の地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」への完全移行に対応し、訪問型生活支援サービス（A型）を実施し、高齢者の地域生活支援に努めます。
- (4) 障がい者の地域移行及び地域定着支援（一般相談支援事業）及び障がい者のサービス等利用計画の作成（特定相談支援事業所）を行い、障がい者の地域自立生活支援を行います。
- (5) 個人の尊厳を基本とし、利用者の利益を保護し、質の高いサービスの提供に努めます。
- (6) 情報開示、苦情解決等の体制の充実を図り、利用者本位の福祉サービス提供体制の整備に努めます。

4. 法人経営基盤の強化

- (1) 社会福祉法人としての説明責任や地域社会への貢献の在り方、経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の確保等を推進し、法人経営の向上に努めます。
- (2) 組織内部で「事業検討委員会（仮称）」を設置し、法人としての基盤強化や事業検討を推進します。
- (3) 本会独自の「社会福祉充実計画（仮称）」を作成し、社会福祉法人としての地域貢献を通じて地域福祉を推進します。
- (4) 適切な予算執行管理及び経理事務を行うとともに、中・長期的視点において財源確保に努めます。
- (5) 業務に応じた適切な人員配置及び組織体制により、良質な経営に努めます。
- (6) 「本会としての方針を検討するためのプロジェクト（江南市社協「ZERO-P ゼロプロジェクト）」によって作成されたスローガン、理念及び行動規範を基に、組織間や職員間の内部連携を密にし、本会職員の資質向上に努めます。

[地域福祉計画・地域福祉活動計画（30年～35年）の基本理念、基本目標及び重点プロジェクト]

基本理念

みんなで支え、みんなで育む「しあわせ」なまち 江南

基本目標1 福祉の「心」育む

地域住民の福祉意識の醸成、地域間のつながり・相互扶助意識の強化を目的に、各種広報媒体による啓発、福祉教育の推進、あいさつ活動の活性化等の施策を展開します。また、身近な地域で市民同士が交流できる機会・場の提供を図ります。

基本目標2 地域福祉を進める「人」をつくる

地域福祉推進の基盤を整備するため、新たな担い手の育成を進めるとともに、ボランティア団体や民生委員・児童委員といった活動主体者への支援を進めます。

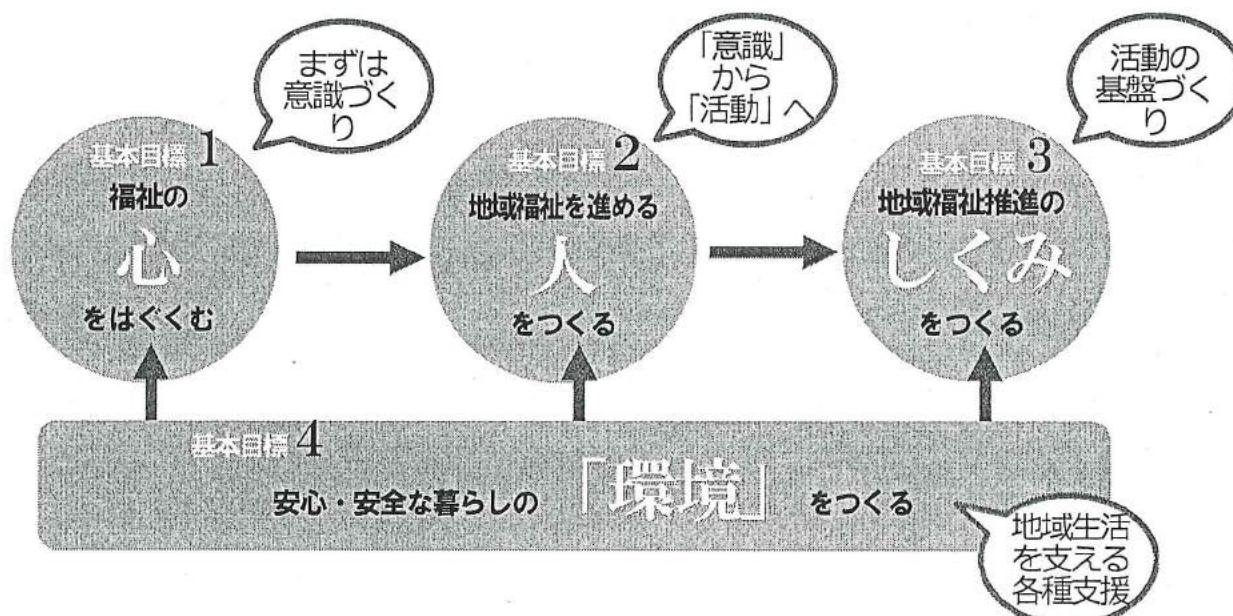
基本目標3 地域福祉推進の「しくみ」をつくる

支援を必要としている人を適切な支援へつなげられるよう、サービスの拡充や相談支援・情報提供体制の強化を図ります。また、総合事業の開始を踏まえた多様な主体によるサービス提供の基盤づくりを進めるとともに、地域の情報を関係機関で共有し、連携しながら解決できる小地域福祉活動推進の基盤づくりを進めます。

基本目標4 安心・安全な暮らしの「環境」をつくる

生活困窮者への自立支援等、困難を抱えた人への支援を行うとともに、「地域共生社会」の実現に向けたソフト・ハード両面のバリアフリー化を進めます。また、権利擁護に関する施策や、地域防災体制の強化、見守り体制の強化等により、安心・安全な地域づくりを進めます。

■基本目標推進イメージ



重点プロジェクト1 子どもも大人も福祉を学び、実践しよう！

重点プロジェクト1では、子どもを対象とした学校における福祉教育を継続して進めつつ、学んだことを地域社会において実践できるよう機会づくりを進めます。また、地域において幅広い層にアプローチするための地域福祉についてのシンポジウムの開催や、大人を対象とした学習プログラムを充実し、地域福祉の担い手の拡大につなげます。

重点取り組み	内 容					
地域を基盤にした学習機会の充実 【市・社会福祉協議会】	地域福祉に関するシンポジウム等の開催により、地域福祉の必要性や江南市内の取り組みを知る機会を設け、地域住民の地域福祉意識の高揚を図る。					
	平成30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
	継続	→				
体験や交流を通じた子どもの学びの促進 【社会福祉協議会】	子どもが学校や地域のなかで、体験や交流を通じた福祉教育に取り組み、福祉意識の醸成を進めるとともに、学びを活かした地域社会におけるボランティア等の実践を促進する。					
	平成30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
	検討	→	実施	→		
子どもから大人までの学習機会の創出 【社会福祉協議会】	小地域福祉活動の基盤づくりを推進するために、子どもから大人までが参加できる各種講座や参加・体験型の学習機会を創出し、地域福祉意識の高揚を図る。					
	平成30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
	検討	→		実施	→	

重点プロジェクト2 地域福祉を進める「活動主体者」になろう！

重点プロジェクト2では、担い手を育成するとともに、各専門職に対する「地域福祉」の意識を醸成します。

重点取り組み	内 容					
地域福祉の担い手の育成の促進 【市・社会福祉協議会】	地域における見守りの輪を広げるための啓発プログラム作成を検討し、市民向けの見守りサポーター養成講座等を開催し、地域福祉の担い手の育成を促進する。					
	平成30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
	検討	→	実施	→		
ボランティア・市民活動やサロンの担い手のさらなる養成 【社会福祉協議会】	地域課題の解決に向けたボランティア・市民活動の参加機会の創出や地域の居場所づくりである「ふれあい・いきいきサロン」の事例集等による啓発活動を行い、担い手のさらなる養成を推進する。					
	平成30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
	検討	実施	→			
関係機関への「地域福祉」の理念の浸透 【市・社会福祉協議会】	高齢者、障害者、子どもなど各福祉分野における専門職が地域福祉の視点を持って福祉に関する事業に取り組めるよう、講演会等により地域福祉の意識を醸成する。					
	平成30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
	実施	→				

重点プロジェクト3 地域がつながり、活動を充実させよう！

重点プロジェクト3では、地域の関係者が地域の課題を話す場として、地域福祉懇談会を継続的に開催するとともに、地域におけるネットワークづくりを進めます。

重点取り組み	内 容					
協働事業を促進するためのネットワークづくりとコーディネート 【市・社会福祉協議会】	地域課題の解決に向けた取り組みが、区・町内会、ボランティア・市民活動団体等の異なる主体間で円滑に進められるよう、交流会等による分野の垣根を超えたネットワークづくりを進めるとともに、各団体の力と個性のコーディネートを推進する。					
	平成30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
	検討		→	実施		→
小地域福祉活動の基盤づくりの推進 【市・社会福祉協議会】	誰もが参加できる地域福祉懇談会等の定期的な開催により、地域課題の把握や共有、解決に向けた話し合いの場を設け、小地域福祉活動の取り組みを行うための基盤づくりを推進する。					
	平成30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
	実施					→
ワンストップによる横断的な相談・支援の仕組みづくりへの整備 【市】	子どもから高齢者までライフステージに応じた相談・支援を行うために、専門職の確保や市職員のスキルアップや連携体制を構築し、ワンストップによる横断的な相談・支援の仕組みづくりへの整備を行う。					
	平成30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
	検討		→	実施		

[各種施策及び事業]

1. 法人運営事業

本会の法人運営の基盤強化や円滑な運営、広報活動、福祉人材の育成に努めます。

- (1) 社会福祉法人としての説明責任や地域社会への貢献の在り方、経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の確保等を推進し、法人経営の向上に努めます。
- (2) 市内の多種多様な団体、企業及び法人等と連携し、ネットワークや社会資源の創出に向けた基盤づくりを推進します。
- (3) 組織内部で「事業検討委員会（仮称）」を設置し、法人としての基盤強化や事業検討を推進します。
- (4) 職員の適正な配置及び組織体制により、組織としての職責を全うできる体制を整備するとともに、職員人事考課を実施し、合理的な人事管理と職員の能力開発、育成を図ります。
- (5) 臨時職員等の就業規則等基づき、有期労働契約が反復されて通算5年を越えた職員に対し、無期労働契約への転換申込権の発生した旨を提示し、適切な労務管理に努めます。
- (6) 外部研修に積極的に参加するとともに、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の進捗管理、部署間や職員間の日常業務の連携、職員個々のスキルアップを目的とした内部研修を実施し、職員の資質向上を図ります。
- (7) 本会独自の「社会福祉充実計画（仮称）」を作成し、社会福祉法人としての地域貢献を通じて地域福祉を推進します。
- (8) 区長・町総代のご協力のもと、会員の加入促進による会費収入の増額や公的資金の導入等により、安定した事業財源の確保に努めます。
- (9) 地域福祉活動の財源となる共同募金運動に対し、受配団体として共同募金委員会と連携し募金活動の促進を図ります。
- (10) 職員の法令順守の徹底、衛生委員会における安全・衛生等の適正な指導、健康診断及びストレスチェックによる職員の健康管理、福利厚生計画に基づく福利厚生に努めます。

- (11) 個人情報保護規程及び特定個人情報（マイナンバー）事務取扱規程に基づき、個人情報及び特定個人情報の適切な取扱い及び安全管理措置を講じます。
- (12) 尾張部社会福祉事業連絡協議会（23市）及び3市2町社会福祉協議会連絡協議会の運営に参画し、職員研修や他市町との情報共有、ネットワーク強化に努めます。
- (13) 広報こうなん、報道機関への記事掲載及び会合や講座等、あらゆる機会に本会事業をPRし、広報活動の充実に努めます。
- (14) 社協ホームページを充実し、リアルタイムの福祉情報を市民に届けます。
- (15) 社会福祉士を目指す学生の受け入れを行い、質の高い実習プログラムを行い、人材育成の支援に努めます。
- (16) 専任職員の退職手当の支給を円滑かつ効率的に行うため、退職金の積立等を行います。

2. 地域福祉活動事業

地域における生きがい活動と地域の組織化を図り、相互の支え合い活動の推進に努めます。

- (1) ふれあい・いきいきサロン事業の活動支援を実施し、新規開設を積極的に働きかけるとともに、協力スタッフの養成を実施します。
- (2) ふれあい・いきいきサロンスタッフを対象に介護予防プログラムの研修会の開催及び意見交換会を実施します。
- (3) 精神障がい者の地域の居場所であるフリースペース活動を支援し、「精神障がい者の居場所づくりフォーラム」を実施します。
- (4) 単独移動困難者を対象に行う移送サービス事業で使用する福祉車両の買い替えを行い、ボランティアの協力を得て、適切に実施します。
- (5) 江南市民生委員児童委員協議会の活動を積極的に支援し、地域福祉部会の運営支援を行います。
- (6) 日常生活圏域における見守り活動を支援し、地域住民の支え合い活動を推進します。

3. ボランティアセンター活動事業

ボランティアセンターの機能強化を図り、市民のボランティア活動への理解と参加の促進に努めます。

- (1) ボランティアセンターの運営、登録ボランティアグループへのボランティア活動保険及び会場使用料の助成等、運営支援に努めます。
- (2) ボランティア活動の振興のため、拠点整備の検討を行い、ボランティアセンターの機能強化に努めます。
- (3) 登録ボランティアグループの活動を支援し、ボランティニアーズを充足とともに、関係機関や当事者と意見交換会を実施し、新たなニーズの発見を行います。
- (4) 登録ボランティアグループの協力による各種講座等を実施し、ボランティアを育成します。
- (5) 視覚障がい者に対する情報保障及び社会参加の支援として、声の広報や点訳活動をボランティアの協力を得て実施します。
- (6) 聴覚障がい者に対する支援を、当事者団体、手話及び要約筆記のボランティアサークルと連携し行います。
- (7) ボランティアセンター運営委員会において、情報交換、事例検討を行い、運営委員会の活性化に努めます。
- (8) ボランティア相談を実施し、登録斡旋及びニーズの把握に努め需給調整を推進します。
- (9) 「ふくし江南ふれあいまつり」において実行委員会を組織化し、運営主体者として参画し、ふくし江南ふれあいまつりを契機としたボランティア活動への啓発活動「ボランティアマルシェ事業（仮称）」を推進します。
- (10) 西尾張ロックボランティアフェスティバルに参画し、近隣地域とのボランティア活動者との相互交流を図ります。
- (11) 西尾張ロック社協災害救援担当者会議に参加し、災害時における災害救援ボランティアセンターの運営及び機能や要援護者への支援についての協議を推進し、災害に強いまちづくりに努めます。
- (12) いつ発生するかわからない災害時の支援体制のあり方についての検討とともに、啓発活動（シェイクアウト等）による周知に努めます。
- (13) 外部からのボランティア活動に関する講演、講座の依頼に対し、積極的に職員を派遣します。
- (14) ボランティア活動や地域での交流イベントを充実させるため、資機材の貸出を行います。

4. 共同募金配分金事業

市民や法人からの善意によって集められた共同募金の受配団体として、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の推進に向けた取り組み、地域福祉推進事業の実施や福祉関係団体への支援、福祉教育の推進、要支援者への援護等、あらゆる地域福祉の推進に努めます。

《一般募金配分金事業》

【地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進に向けた取り組み】

- (1) 市行政と協働し「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の進捗管理を行い、地域住民等や支援関係機関と連携し、地域共生社会の実現に向けて、地域づくりを含めた包括的支援体制の構築に努めます。
- (2) 誰もが参加できる地域福祉懇談会等の定期的な開催により、地域課題の把握や共有、解決に向けた話し合いの場を設け、小地域活動の取り組みを行うための基盤づくりを推進します。
- (3) 地域福祉に関するシンポジウム等の開催により、地域福祉の必要性や江南市内の取り組みを知る機会を設け、地域住民の地域福祉意識の高揚を図ります。
- (4) 高齢者、障害者、子どもなど各福祉分野における専門職が地域福祉の視点を持って福祉に関する事業に取り組めるよう、講演会等により地域福祉の意識を醸成します。
- (5) 認知症の啓発活動を関係機関と協働し、「認知症サポーター養成講座」や「認知症徘徊者搜索訓練」が地域主体で実施できるよう側面的に支援します。
- (6) 市民活動の中間支援組織と連携し、喫茶店を拠点としたまちづくりについて語り合う「カフェこ～なん」を実施し、参加者同士のつながりをきっかけに地域活動への参加促進を支援します。
- (7) 地域における見守りの輪を広げるために、市民向けの見守りサポーター養成講座等の啓発プログラム作成を検討し、地域福祉の担い手の育成を促進します。

【本会事業の広報及び情報発信事業の推進】

- (1) 社協だよりを年6回発行し、本会事業の活動状況及び福祉情報を掲載し、情報発信の充実に努めます。

【高齢者福祉事業の推進】

- (1) 満100歳の方に祝意を表します。
- (2) 75歳になられた方を対象にした敬老会及び結婚50年祝い事業を市行政と共に同日開催し、祝意を表します。
- (3) 老人クラブ連合会のスポーツ・文化活動の支援及び各地区老人クラブの活動を支援します。
- (4) 認知症の方を介護する家族への支援として、江南認知症家族会の活動を支援します。

【障がい児・者福祉事業の推進】

- (1) ボランティア・福祉団体との連携を強化し、当事者活動を支援します。
- (2) 福祉施設との連携と協働に努め、福祉施設が実施する地域住民との地域交流事業を支援します。
- (3) 障がい児・者地域生活支援助成事業を実施し、障がい児・者の地域生活の充実に努めます。

【児童・青少年福祉事業の推進】

- (1) 児童公園遊具整備の補助事業を通じて、児童の遊び場づくりを推進します。
- (2) 子ども会連絡協議会の運営、優良子ども会の表彰及び各種大会の支援を行います。
- (3) ボランティアの協力を得て「わんぱくキャンプ」事業を実施します。
- (4) ボーイスカウト及びガールスカウト活動を支援します。

【母子・父子福祉事業の推進】

- (1) 母子寡婦福祉会の運営を支援します。
- (2) 母子・父子家庭の新入学・卒業児童生徒の激励を行います。

【福祉育成援助事業の推進】

- (1) 福祉関係団体と連携を強化し、団体活動を支援します。
- (2) 市行政が開催する「江南市健康フェスティバル」と「第10回ふくし江南ふれあいまつり」を同日開催し、福祉関係者、関係機関、市民活動団体、学校等と協働しながら、多くの市民への啓発、交流の場をつくり、ボランティア活動や福祉活動の理解、参加促進を推進します。

【福祉教育事業の推進】

- (1) 江南市社会福祉協力校事業を実施し、学校における福祉教育を推進します。
- (2) 学校における福祉教育事業として「福祉実践教室」へ講師を派遣します。
- (3) 福祉施設や保育園の協力を得て、中・高校生を対象に夏休み期間における福祉体験学習事業を実施します。
- (4) 福祉施設や当事者団体の協力を得て、子どもフェスティバルに参画し、車いす教室、手話教室を実施します。
- (5) 福祉施設、当事者団体、登録ボランティアグループ、子ども福祉塾サポーターと協働して子ども福祉塾を実施し、子ども達の学びを深めます。
- (6) 福祉教育プログラム開発モデル指定校事業を実施し、1年間にわたって継続的かつ学年別に応じた福祉教育プログラムについて検討及び実践を深めます。
- (7) 福祉教育事業として、身体障がい者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）を取り上げ、市民、児童・生徒に対し補助犬についての理解を促進します。

【社会的支援が必要な方への相談・援護事業及び市民生活の支援】

- (1) 弁護士の協力を得ながら、高齢者や障がい者等の社会的支援が必要な方、又はその家族を対象に権利擁護に関する「無料法律相談」を実施します。
- (2) 住民火災世帯に対し、見舞金を交付し激励します。

《歳末たすけあい配分金事業》

【地域支え合い活動事業の実施及び支援】

- (1) 一人暮らし高齢者を主な対象とし、地域でのつながりを目的にした高齢者ふれあい食事会等の開催にあたり、江南市民生児童委員協議会と調査研究し、地区民生委員児童委員協議会の協力を得て実施します。
- (2) 障がい者団体が実施するクリスマス会への支援、障害福祉サービス事業所等が実施する障がい児・者の地域交流事業等を支援し、障がい児・者の地域活動への参加促進を支援します。
- (3) ボランティアグループやふれあい・いきいきサロンが行う歳末事業を支援します。

【社会的支援が必要な方への相談支援及び啓発事業】

- (1) 生活困窮世帯への支援に向けて、セミナー等の啓発事業を開催し、地域住民等や支援関係機関とのネットワークづくりを通じ、包括的支援体制の構築に向けた基盤づくりを推進します。
- (2) 生活困窮世帯が抱える地域生活課題の解決に向けて、あらゆる分野の団体等と連携・協働し、社会資源の創出に向けた取り組みを推進します。

5. 福祉センター管理事業

指定管理者として江南市老人福祉センター(1階)及び江南市中央コミュニティセンター(2階)の適切な管理・経営を実施します。

- (1) 浴場の有料化に伴う老人福祉センターの適切な管理・経営を行い、江南市内に居住する60歳以上の方を対象とした看護師による健康相談の実施、有料化に伴う浴場の管理、老人クラブ等の地域間クラブ交流等の生きがいの場づくりを推進します。
- (2) 会場使用の有料化に伴う中央コミュニティセンターの適切な管理・経営を行い、区会、町内会、老人クラブ、子ども会、各趣味の会等の各種コミュニティ組織によるコミュニティ活動の活性化を推進します
- (3) 原則65歳以上の高齢者を対象とした健康体操教室「足腰弱らん教室」を週2回開催し、高齢者の介護予防の推進に努めます。

6. 訪問介護事業

介護保険法の改正に伴う地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」への完全移行に対応し、障害者総合支援法に基づく訪問介護員（ホームヘルパー）によるサービス提供及び市行政のホームヘルパー派遣事業の受託運営を実施し、利用者の地域自立生活の支援を実施します。

《訪問介護事業（介護保険法及び障害者総合支援法）》

- (1) 個人の尊厳を基本とし、利用者の有する能力に応じた自立した日常生活が営むことができるよう配慮し、質の高いサービス提供に努めます。
- (2) 介護保険制度の地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」への完全移行に対応し、訪問型生活支援サービス（A型）を実施し、高齢者の地域生活支援に努めます。
- (3) 指定訪問介護事業者として訪問介護員（ホームヘルパー）の人材確保及び研修を実施し、サービスの向上に向けた調査研究を実施します。

- (4) 訪問介護員（ホームヘルパー）職員の処遇改善を継続して実施します。
- (5) 情報開示、苦情解決等の体制の充実を図り、利用者本位の福祉サービス提供体制の整備について、調査研究を実施します。
- (6) 介護保険法及び障害者総合支援法による事業の収入確保に努めます。

《市受託事業》

- (1) ひとり親家庭等日常生活支援事業を受託し実施します。

7. 居宅介護支援事業

介護保険法に基づき、介護支援専門員（ケアマネージャー）が利用者のケアマネジメント（心身の状況の把握や本人及び家族の意向確認等）を行い、ケアプランを作成後はサービス等の提供が確保されるよう、利用者及び家族等、サービス事業者との連絡調整を継続的に行う等、利用者の地域自立生活の支援を実施します。

- (1) 個人の尊厳を基本とし、利用者の有する能力に応じた自立した日常生活が営むことができるよう配慮し、質の高いサービス提供に努めます。
- (2) 多種多様な相談に対し、公平中立な立場で真摯に対応し、医療機関や地域包括支援センター等の各関係機関と連携を図るための環境整備を推進し、適切な相談支援体制の構築に努めます。
- (3) 緊急の依頼があった場合も迅速に対応できるよう、常に24時間連絡が取れるように努めます。
- (4) 常に最新の情報を取得するため積極的に研修へ参加し、研修参加後については内部で研修報告を行い、情報の共有化を図ります。
- (5) 江南市の認定調査の業務委託契約を継続し、依頼に応じて介護保険における認定調査を実施します。
- (6) 相談支援を通じた地域課題の抽出や、地域で行われる地域福祉活動に積極的に参画し、地域の福祉力向上に貢献します。
- (7) 介護保険法による事業の収入確保に努めます。

8. 障害者相談支援事業

障がいのある方及びその家族が必要な時にサービスの利用が出来るように相談支援事業を実施し、地域自立生活を支援します。

- (1) 市行政と連携し、障害者相談支援センターを適切に運営し、障がい者の相談支援体制の充実に努めます。
- (2) 障がい者の地域移行・地域定着支援（一般相談支援事業）を行い、障がい者の地域生活をサポートします。
- (3) サービス等利用計画を作成する計画相談支援（特定相談支援事業）を行い、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けての支援や助言をします。
- (4) 関係機関との連絡調整を図り、利用者に対して、福祉情報の提供や定期的に訪問し状況把握に努めます。
- (5) 障害者総合支援協議会に参画し、障害福祉に関する地域課題について関係機関とともに、その対策について協議していきます。

9. 権利擁護推進事業

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等が権利を侵害されることなく、自らの能力に応じてできる限り地域で自立した生活を送れるように支援します。

《成年後見センター事業》

- (1) 江南市成年後見センターの適正な運営基盤の強化に努めるとともに、成年後見制度の普及啓発や利用促進を推進します。
- (2) 判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がいの方々の権利を擁護する活動に努めます。
- (3) 成年後見制度等の相談や申立て手続きの準備の支援及び家庭裁判所の選任により、後見人となって支援します。

《日常生活自立支援事業》

- (1) 「日常生活自立支援事業」を実施し、自己判断能力が乏しい方への金銭・書類管理等を通じて、権利擁護の推進に努めます。
- (2) 日常生活に不安を抱えている認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等で、自分ひとりで契約や金銭及び書類管理などの不安な方と契約し、生活支援員による金銭及び書類管理の支援を行います

10. 生活困窮者自立相談支援事業

「自立相談支援事業」を市行政より受託し、生活困窮者への包括的かつ継続的な相談支援体制の整備及び生活困窮者支援を通じた地域づくりに努めます。

- (1) 経済的困窮（生活保護を除く）や社会的孤立に陥っている方に対し、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。
- (2) 支援プランに基づき包括的かつ継続的な支援を行うとともに、資源開発やネットワーク構築を通じた地域づくりに努めます。
- (3) 支援関係機関との連携や学習相談支援、家計相談支援及び就労相談支援等といった、包括的かつ継続的な相談支援体制の強化について検討します。
- (4) NPO法人セカンドハーベストと提携した食糧支援及び弁護士と連携した法律相談を実施し、生活困窮者への自立に向けた支援を行います。

11. 資金貸付事業

愛知県社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金制度」及び「くらし資金制度」の相談窓口として、低所得者や障がい者世帯、高齢者世帯、離職者世帯への支援を行うとともに、本会が実施する「一時援護金貸付事業」を通じて、生活困窮者世帯への支援を行います。

- (1) 各種貸付内容を把握し、適切な相談者への利用支援及び管理運営に努めます。
- (2) 相談員を配置し、面接調査等の相談支援を実施します。
- (3) 民生委員の協力を得て、貸付対象者の生活状況の把握及び自立支援に努めます。
- (4) 生活困窮者への「一時援護資金」の貸付を推進し、面接調査と生活指導を強化し、貸付対象者の生活状況の把握及び自立支援に努めます。

12. 市民福祉基金事業

相互扶助の高揚と寄付の啓発を図るとともに、市民福祉基金の有効な運用や活用に努めます。

- (1) 個人及び法人の寄付の啓発に努めます。
- (2) 市民福祉基金の有効な運用に努めます。
- (3) 地域福祉活動を推進するための財源として、市民福祉基金を各種事業に充当します。

江南市社会福祉協議会としての方針を検討するためのプロジェクト (ZERO-P ゼロプロジェクト)

I スローガン 『私たちは、4つのZERO（ゼロ）を目指します』

II 理念

【ZERO=拠点】

- ・プラスにもマイナスにもゼロが出発点になることから、ゼロは『拠点』を意味する。
- ・社協の各部署、各職員が『拠点』となり、あらゆる場所や場面から福祉が展開できることを目指していく。

【ZERO=すべての人】

- ・人の一生はゼロから始まり、終わりを迎えてゼロに戻る。ゼロは『すべての人』を意味する。
- ・すべての人に対して平等に支援をしていく。

【ZERO=無限】

- ・ゼロをつけると数字は無限に広がることから、ゼロは『無限』を意味する。
- ・限界を決めずに無限の可能性を求めて活動していく。

【ZERO=無】

- ・何もないこと、ゼロは『無』を意味する。
- ・日々の活動を通して、困りごとゼロ、対応不能ゼロ、延いては社協ゼロを目指していく。

III 行動規範

【ZERO】

- ・ 私たちは全ての差別、偏見、ハラスメントを『ZERO』にしていきます。
- ・ 私たちは法令を遵守し、『ZERO』の理念に基づく行動を徹底していきます。

【広げる】

- ・ 私たちは地域資源を有効に活用し、地域力あふれるネットワークを創造していきます。
- ・ 私たちは自ら積極的に地域に出向き、気軽に話せる関係性を築く中で、潜在的なニーズの把握をしていきます。

【高める】

- ・ 私たちは業務の評価、分析、改善、実行を繰り返しながら、自らの業務理解を深めていきます。
- ・ 私たちは、今まで培った実績に加え、常に新しい情報や知識の獲得を目指していきます。
- ・ 私たちは、健康管理を意識し、心身ともに健康な状態で業務に取り組めるよう努めます。

【尊重する】

- ・ 私たちは、人生の主人公である個人を尊重し、寛容な態度で多様な存在やその人らしさを大切にしていきます。
- ・ 私たちは、「公正・中立」な立場を守り、誠実かつ丁寧な対応を心がけていきます。

【つなげる】

- ・ 私たちは、チーム支援ができる社協ならではの強みを発揮できるよう努めます。
- ・ 私たちは悩みを共有し、支えあい、歩み寄りの精神を大切にしていきます。

【寄り添う】

- ・ 私たちは、誰しもが持っている良い面に着目し、その人の強みを引き出していくよう努めます。
- ・ 私たちは、個人では気付けない問題や課題をひもとき、相手の目線に立って適切な支援が行えるよう、環境づくりに努めます。

【代弁する】

- ・ 私たちは、一人ひとりが抱える複雑な問題を受け止め、向き合い、責任をもって適切な支援先、連携先へとつなげていきます。
- ・ 私たちは同様の問題を抱える方の一助となれるよう、潜在的なニーズを見いだし、社会に向けての代弁、発信を続けていきます。